

# 皆様のご意見をお寄せください

日野市清流保全-湧水・地下水の回復と河川・用水の保全-  
に関する条例等の改正(素案)に向けた  
パブリックコメントを実施します



## 日野市清流保全条例等の改正について

日野市は、多摩川や浅川という二つの大きな河川によって発達した沖積低地、これら河川の河川段丘によってできあがった日野台地及び市内南側に位置する多摩丘陵の3つの特徴ある地形によって形成されています。かつては東京の穀倉地帯といわれ、多摩川、浅川、程久保川及び谷地川という一級河川や湧水を源とする用水は、それぞれの水辺に広がる田を結び、網の目のように市内を流れていました。日野台地の緑地、斜面林が残る段丘崖に続く崖線には豊富な湧水群が現存し、また多摩丘陵の緑地帯にある沢筋にも多くの湧水が見られます。こうした変化に富んだ水辺の環境は、人々の暮らしに深くかわり、かつては飲み水としても利用され、潤いと安らぎをもたらし、日野の文化を育んできました。これらの河川、用水や湧水では多くの生物が棲み、水の郷としてふさわしい自然環境が維持され水環境を支える貴重な財産となっています。

しかし、近年市街地の開発事業により湧水が一時的に白濁・枯渇した事象が発生してしまいました。この反省を踏まえて、湧水地の保全についての実効性を担保するため、現行の清流保全条例等を一部改正することとしました。

この度、「日野市清流保全条例等の素案」がまとまりましたので、これを広く公開し、多くの皆様からのご意見をいただきたく、パブリックコメントを実施するものです。

### ★改正の主なポイント！

➤地下水等への影響を及ぼすおそれのある工事について協議対象や事項を明確化し、事前チェック機能を働かせます。

1) 地下水等に影響を及ぼすおそれのある工事については、事前協議を行い、協定書を締結する等プロセスを明文化します。

⇒3ページ

2) 協議対象範囲及び事前協議内容を明確化し、チェック機能を働かせます。

⇒4ページ

3) 一定規模以上の大規模開発事業については、有識者による審議会を設置し、その都度管理基準項目を設定します。

⇒6ページ



1) 地下水に影響を及ぼすおそれのある工事については、事前協議を行い、協定書を締結する等プロセスを明文化します。

【背景】

多摩平の森K街区大型マンション建設による湧水白濁・枯渇の事故を受け、再発防止策を施します。

【変更内容】

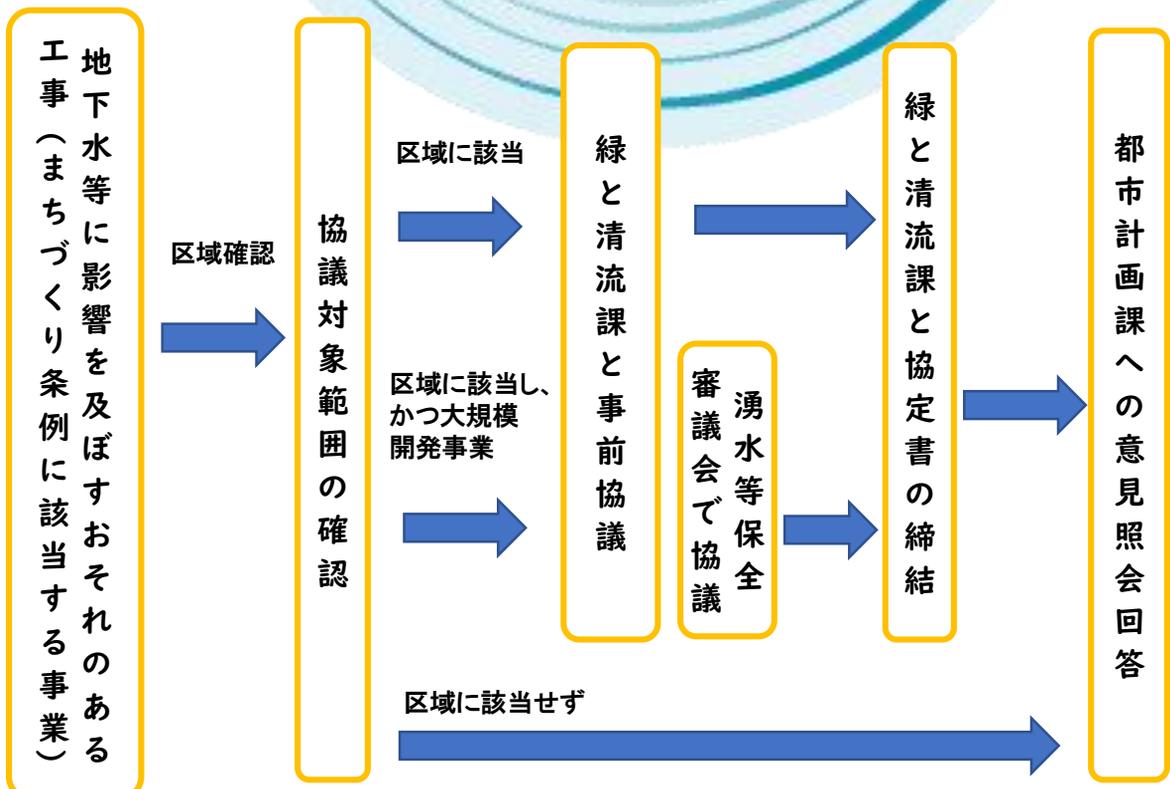
調査実施への協力や資料提出に加えて、事前協議を位置付け、かつ協定書を事業者と緑と清流課で取り交わします。

【効果】

現行では調査協力や資料提出にとどまり、事業者との協議体制が不十分であった事を改め、地下水に影響を及ぼすおそれが少なくなるよう十分な協議を行う事が可能となる。

今まで規定していなかった解体工事についても対象とし、地下水に影響を及ぼすおそれを軽減することが可能となる。

【事業区域確認～都市計画課意見照会回答までのフロー概要】



## 2) 協議対象範囲及び事前協議内容を明確化し、チェック機能を働かせます。

### 【背景】

多摩平の森K街区大型マンション建設による湧水白濁・枯渇の事故を受け、再発防止策を施します。現行条例では、保全すべき湧水は明確化していたものの、協議対象範囲やモニタリング調査の方法等が定められておらず運用があいまいでした。

### 【変更内容】

保全すべき湧水を位置付け、その湧水地から一定距離以内で行われる事業を協議対象工事とし、かつ事前協議の内容について明確化します。

①次頁に掲げる湧水地の周辺250m以内及び黒川清流公園湧水群については500m以内（ただし、開発事業地が湧水地よりも標高が低い場合、また用途地域が第一種低層住居専用地域に該当する場合は除きます。）

②まちづくり条例の手続きが必要となる事業で、かつ地下水に影響を及ぼすおそれのある工事を実施する場合

③事前協議においては、杭工法、杭長、杭工事前後や杭工事中のモニタリング調査回数及び方法、住民説明会、異常が確認された場合の対策等の管理基準項目を定める。



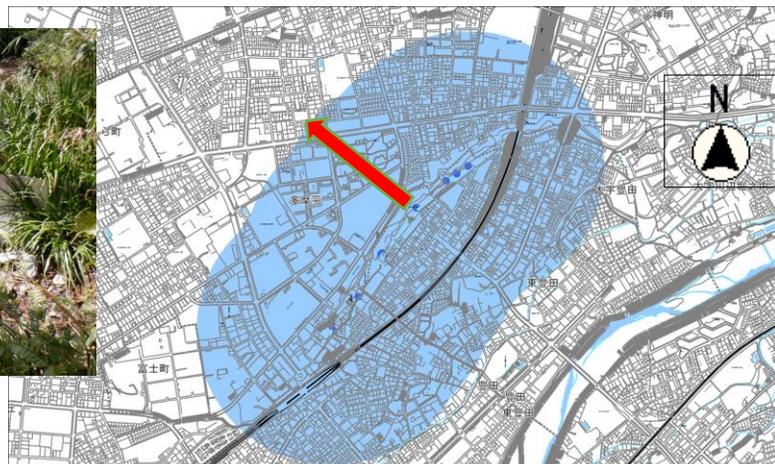
### 【効果】

条例等の関係法令に基づき、十分な事前協議や必要な調査を行ったうえで、杭工法やモニタリング調査に関すること、改善策等を事業着手前に明確にすることが可能となる

【参考イメージ：黒川清流公園湧水群から500m以内】



黒川清流公園内三角堰





## 【湧水地の保全の重点箇所について】

現行の清流保全条例施行規則においては、貴重な湧水地を定めております。今回の改正についても現行規則を引き継いだ箇所を重点箇所と定めてまいります。



### ◇湧水地の保全の重点箇所

- ①谷仲山湧水    ②東光寺緑地湧水    ③豊田崖線下湧水群
- ④程久保川源流湧水群    ⑤百草谷戸湧水    ⑥明星大学谷戸湧水
- ⑦七生中学校自噴井戸    ⑧豊田小学校自噴井戸
- ⑨黒川清流公園湧水群    ⑩中央図書館下湧水群    ⑪小沢緑地湧水

※このほか八幡神社湧水及び宗印禅寺湧水が位置付けられておりましたが、すでに枯渇・しみ出しとなっているため除外します。



黒川清流公園



中央図書館下湧水

### ◇協議対象範囲指定根拠(湧水地の周辺250m)

- ①今回の白濁・枯渇した湧水地から開発事業地への距離が概ね250mであった。
- ②水道水源を市域内に有する他市の流域保全条例において、地下埋設物を設置する場合において水源井から半径250m以内の場合に市との事前協議を定めている。

### ◇協議対象範囲指定根拠(黒川清流公園の湧水地の周辺500m)

- ①東京都東豊田緑地保全地域に指定されている。
- ②市が管理する公園内にあり、多くの湧水地が市民に親しまれている名所である。
- ③豊富な湧水量を有しており、市内最大の流量である。
- ④将来の大規模開発を見据えたエリア設定
- ⑤湧水白濁や枯渇した事実があるため協議範囲を広範に設定
- ⑥泉塚一帯はもともと窪地であるため地下水が豊富にあると推定。

### 3) 一定規模以上の大規模開発事業については、有識者による審議会を設置し、その都度管理基準項目を設定します。

※一定規模以上の大規模開発事業とは、まちづくり条例第84号第1項第1号に規定する事業です。具体的には、開発事業の区域が5,000㎡以上（多摩丘陵自然公園区域内（ただし、開発事業区域及びその周辺の土地の形状がおおむね平坦地で、市長が認めた場合は除く。）については3,000㎡）以上の開発事業

#### 【背景】

多摩平の森地区内の大型マンション建設による湧水白濁・枯渇の事故を受け、有識者からなる協議会を設置し工事再開に向けた管理基準項目を策定した経緯

#### 【改正内容】

新規項目となります。上記の経過をふまえて、大規模な開発事業についてはより慎重に管理基準項目を定めていきます。

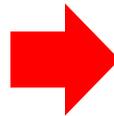
#### 【効果】

大規模開発事業は、地下水などへ与える影響も大きくなる可能性があるため、専門家の視点を交えた管理基準項目を定めることができます。

◇緑と清流課と協議



◇有識者による審議会での協議



市と事業者で管理基準項目を確認し協定を結びます。